

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
告 示	ページ
○平成23年度准看護師試験の実施 (医療政策・ 医師確保課)	1
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改 正 (港湾・海岸 課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参 画課)	1
○環境影響評価方法書の縦覧 (環境共生課)	1

告 示

高知県告示第704号
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成23年度准看護師試験を次のとおり行う。
平成23年11月1日
高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所
(1) 日時
平成24年2月17日（金）午後1時30分から
(2) 場所
高知市朝倉己825-5 高知県看護協会

2 受験願書の提出期間
平成24年1月4日（水）から同月13日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成24年1月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策・医師確保課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受験願書（県所定の様式によること。）
(2) 履歴書（県所定の様式によること。）
(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月及び氏名を記載すること。）
(4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成24年3月9日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
(5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
(3) 法第21条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する者
(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表
平成24年3月9日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。
また、高知県健康政策部医療政策・医師確保課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成23年12月16日（金）までに高知県健康政策部医療政策・医師確保課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第705号
昭和43年11月高知県告示第486号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成23年11月1日
高知県知事 尾崎 正直

1を次のように改める。
1 削除
2中「土佐湾沿岸大方海岸田の浦地区海岸」を「土佐湾沿岸大方海岸田野浦地区海岸」に、「幡多郡大方町田の浦」を「幡多郡黒潮町田野浦」に、「大方町田の浦字小屋床2498番地の北端を基点」を「幡多郡黒潮町田野浦字小屋床2498番地の北端の点」に、「基点1、1'、2、3、4及び5並びに補助点5、4、3、2及び1の各点を順次結んだ線に」を「基点1、基点1'、基点2、基点3、基点4、基点5、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2及び補助点1の各点を順次に直線で結んだ線により」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成23年10月20日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成23年10月20日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成23 年10月 20日	特定非 営利活 動法人 宝石珊 瑚保護 育成協 議会	田邊 靖 雄	高知市 布師田 3992番 2 高 知ちば さんセ ンター 2階	この法人は、宝石珊瑚の保護育成をし、持続的に利用するため、国際協力の活動及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援し、環境の保全を図る活動に寄与することを目的とする。

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第7条の規定により環境影響評価方法書の送付があったので、同条例第8条第1項の規定により次のとおり当該環境影響評価方法書を縦覧に供する。

平成23年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事業者の氏名及び住所
香南清掃組合 組合長（南国市長） 橋詰 壽人
南国市廿枝1455
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業
 - (2) 種類
一般廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設）
 - (3) 規模
処理能力 1日当たり120トン（1日当たり60トン×2炉）
- 3 対象事業が実施されるべき区域
南国市廿枝1455（香南清掃組合敷地内）
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
南国市、香南市及び香美市
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
高知県安芸福祉保健所、高知県中央西福祉保健所、高知県須崎福祉保健所及び高知県幡多福祉保健所、南国市役所、香南市役所及び香美市役所並びに香南清掃組合
 - (2) 期間
平成23年11月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日を除く。）
 - (3) 時間
午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書を提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
 - (1) 意見書の提出期限
平成23年12月14日
 - (2) 意見書の提出先
郵便番号783-0023
南国市廿枝1455
香南清掃組合事務局
その他福祉保健所を除く各縦覧場所においても受け付ける。
 - (3) 問い合わせ先
南国市廿枝1455
香南清掃組合事務局
電話番号088-863-1177